



【南九州市園芸振興機械施設等導入支援事業補助金】 農業用機械・ハウスの導入を支援します！

南九州市では、農作業の効率化や経営の安定化を目指す皆さまを応援するため、予算の範囲内で、農業用機械・施設の購入費用の一部を補助します。

補助の対象と金額

項目	詳細内容
対象となる方	市内に住所がある個人農業者 または 集落営農組織 ※ 注意：法人は対象外です。
対象となる作物	野菜・果樹・花き（さつまいも、米、麦、大豆、そば等を含む） ※ 注意：茶・たばこ・菜種・畜産用は対象外となります。
対象となる経費	栽培から出荷までに直接使用する、税抜10万円以上の機械・施設 （例：トラクター、管理機、防除機、収穫機、選別機、ビニールハウス等） ※ 農業経営の用途に限定される「専用的」なものが対象です。
補助金額	補助対象経費（税抜）の3分の1以内【上限50万円】 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て
対象外となる経費	× 補助金交付決定前に購入・発注したもの × 税抜10万円未満のもの × 工賃・運賃・建設費などの経費 × トラック等の運搬機、低温貯蔵庫、刈払機、高圧洗浄機、エアコンプレッサー、 機械・施設の部材など農作業以外でも使える汎用性の高いもの

申請スケジュール

受付期間	令和8年5月1日（金）～5月29日（金） ※ 最終日は、17：00締切（期限厳守）
補助金交付決定	令和8年6月下旬ごろ ※ 注意：予算の範囲内での補助となるため、申し込み多数の場合は選考の結果、不採択（補助が受けられない）となる場合があります。

申請の手順

Step 1 窓口で相談またはHPで様式をダウンロード（右記のQRコードをスマホで読み取り）

Step 2 見積書などの必要書類を準備する

見積書の写し カタログの写し（対象の機械や施設等に丸をつける）

農産物の販売証明（個人間の売買は不可）または 出荷伝票の写し ※ 認定農業者・認定新規就農者は不要

確定申告書の写し（青色なら決算書1～4ページ / 白色なら収支内訳書1～2ページ）

【中古の場合のみ必要】 同等の新品の見積書の写し 残存耐用年数証明書（任意様式）

Step 3 各庁舎窓口へ提出

・農業振興課生産流通指導係（穎娃庁舎2階）

・知覧支所農林係（知覧庁舎本館1階） ・川辺支所農林係（川辺庁舎別館1階）

Step 4 審査・交付決定通知（6月下旬）のあとに購入・発注



市ホームページへ移行

【提出書類チェックリスト】

◆ 市の指定様式（窓口またはHPでダウンロード）

	様式名	詳細内容
<input type="checkbox"/>	交付申請書	記入例を参考にご記入ください。
<input type="checkbox"/>	事業計画書	記入例を参考にご記入ください。
※	収支予算書	省略（提出不要）
<input type="checkbox"/>	同意書（市税等滞納確認用）	記入例を参考にご記入ください。

◆ ご自身で準備いただく書類

	書類名	詳細内容
<input type="checkbox"/>	見積書の写し	販売店などに見積りを依頼する場合は、必ず以下の条件を満たすようお願いください。 ① 価格が確定しており、税抜価格が明記されているもの ② 補助対象外の経費（工賃・運賃など）が別欄に記載されている。 ③ 交付決定（6月下旬）後の購入予定時期まで有効期限が残っているもの ④ 農業用トラクター（乗用型・歩行型）や乾燥機（穀物用循環型）の場合は、農業機械安全性検査合格機を優先すること。
<input type="checkbox"/>	カタログの写し	購入予定の機械等に○（丸印）を付けてください。
<input type="checkbox"/>	農産物の販売証明の写し または 出荷伝票の写し	JAや直売所、市場などの出荷先から発行されたもの ※ 個人間での売買（知人に売ったなど）による証明は対象外です。 ※ 認定農業者・認定新規就農者は提出不要です。
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し	・青色申告の場合：決算書の1～4ページ ・白色申告の場合：収支内訳書の1～2ページ
<input type="checkbox"/>	通帳の写し	振込先の口座情報（金融機関名、口座名義、口座番号などの部分）がわかる見開きページの写し

【↓追加書類↓】 中古の機械施設等を申請する場合のみ

<input type="checkbox"/>	残存耐用年数証明書 （任意の様式可）	見本を参考に作成してください。
<input type="checkbox"/>	同等の性能を持つ「新品」の見積書の写し	中古の機械施設等を申請する場合、同じまたは同等の性能を持つ「新品」の見積書をご提出ください。